

## ～学校での活動にあたっての注意事項について～

### (必ずお読みください)

本事業は、小・中学校で授業又は放課後等において学習支援等を行うことにより、児童生徒の学力の充実・向上を図るとともに、教職や臨床心理士等を目指す学生の皆さんに実践的な体験を積んでいただくことをねらいとしております。学校においてボランティアとして活動するに当たっては、以下の点に注意していただきますようお願いいたします。

#### 1 活動全般について

- (1) 活動にあたって知り得た個人情報（教職員・児童生徒及び児童生徒の家庭に関するプライバシーに関わる情報等）については、絶対に他人に漏らさないでください。また、不当な目的にも使用せず、活動状況をSNSやネット上にあげないでください。
- (2) 活動校においては、活動に沿った服装・言葉遣い・態度について留意し、規律ある行動をしてください。

#### 2 活動校において

- (1) 活動校には本事業の担当教員がいます。困ったことは、遠慮せずいつでも担当教員の指導と助言をもらうようにしてください。
- (2) 児童生徒と個人的なメール等のやりとり、付き合い等はしないようにしてください。
- (3) 貴重品管理を徹底し、児童生徒との金品の貸し借り等を行わないようにしてください。
- (4) 児童生徒の問題事象を発見したときは、自身が直接指導することを避け、速やかに担当教員又は最寄りの教員に連絡してください。
- (5) 来・退校時には担当教員に必ず連絡してください。なお、欠席、遅刻する場合も速やかに連絡してください。
- (6) 長期間活動できない場合や、活動を続けることができなくなった場合には、担当教員に必ず連絡してください。

#### 3 事故の防止等について

- (1) 活動に際しては、ボランティア保険に加入していただきます。（既に同制度のボランティア保険に加入している者を除く。）  
なお、ボランティア保険に関する費用は山城教育局が負担いたします。  
また、加入手続きについても、山城教育局で行います。
- (2) 万一の事故防止に努めてください。  
なお、本事業中の事故については、速やかに担当教員に報告してください。

#### 4 報償費の支給について

- (1) 活動日数が、別に定める『京都府山城教育局「学生パワー活用事業」ボランティア学生報償費支給事務処理要領』の支給要件を満たした場合は、報償費を支給します。
- (2) 支給要件を満たした場合は、速やかに、要領に定める手続きを行ってください。
- (3) 支給要件を満たしているにもかかわらず、相当の方法を講じても連絡が取れない場合は、支給を辞退したものとみなします。

#### 5 その他

- (1) 活動が終了した時点で、「学生ボランティア アンケート用紙」を記入の上、活動校に提出してください。
- (2) 以上の他、活動校の指示にしたがって活動するようにしてください。

※ 登録されたE-mailアドレスに山城教育局から連絡メールを配信します。

※ 下記の山城教育局のアドレス及びドメイン名「@pref.kyoto.lg.jp」からの送信を受信できるように設定しておいてください。

連絡先 : 京都府山城教育局(学生パワー活用事業担当)  
京都府京田辺市田辺明田1  
電話 : 0774-62-0148 (直通)  
FAX : 0774-62-9207  
E-mail : yamasiro-k-gakkyo@pref.kyoto.lg.jp